

同日午前に手話サークル
いずみの例会で予備知識
講座の講師をみらい会員
が務めました。

2007・10・30 みらい通信 NO.18

主催：豊川共生ネットみらい 後援：豊川市
共催：稲美会・豊川ビジョンリサーチ・豊川商工会議所女性会・
どんぐりの会・豊川女性クラブ Eye・プラクトピア・カフェ

手話通訳付

裁判員制度の勉強会

9/10 豊川のケーブルテレビで放映

9月4日(火) 13:00~15:30 ウィズ豊川視聴覚室
参加：70名 託児：0名 参加費無料

映画 『裁判員～選ばれ、見えてきたもの』(字幕つき)

裁判員に選ばれるまで・・・市町村選挙管理委員会がくじで選んだ名簿を基に、地方裁判所が翌年の裁判員候補者名簿作成 候補者へ通知と調査表を送付 **事件発生** 事件ごとにくじにより
候補者選定 裁判所に行く日時のお知らせと質問表送付 裁判所で50~100人
面談・質問手続き 辞退者を除く くじで6人選出

事件・・・出稼ぎに来ていた従業員が解雇され、衝動的に寮に放火。

選ばれた裁判員6名・・・22才~75才 男性4名女性2名 サラリーマン、美容師、主婦、元会社役員、個人タクシー運転手、車椅子NPO 法人職員

評議・・・3日間 裁判官3名(裁判長を含む)+
裁判員6名 対等な立場で様々な経験からの
見方・感じ方を語り評議を進める。
執行猶予をつけるかどうかが問題となった。

判決・・・全員一致し、懲役6年の判決を下す。



講演 『スタートまで2年を切りました。いつかはあなたも裁判員!』

講師 名古屋地裁判事部総括 伊藤納裁判官 (豊川市出身・裁判員制度普及に力を尽くしておられます。)



司法改革のひとつである裁判員制度は平成21年5月までに始まる。裁判所は、市民にとって一番身近で利用しやすい場所になっていかねばならない。

人と人のトラブルを扱うのが民事裁判。国が犯罪の証明をするのが刑事裁判。裁判員制度は刑事裁判のみを扱う。これを機に裁判期間や専門用語の見直しなど、環境整備をする。裁判官はみんな同じ教育を受けているので、同じ考え方をしがち。市民の生活体験や考え方を採り入れ、共に議論を尽くすことで評議内容に幅が出て、公平な血の通った裁判になる。被告人も様々な人の判断の入った量刑をしっかり受け止め、次の人生を考えるようになるだろう。

この地区の裁判を取り扱う名古屋地裁岡崎支部で、必要な裁判員は1年に400人。10年で4000人。候補者は10年で何万人という数になる。

裁判で求められるのは、物事を公平に扱う どんな意見も平等にしっかり聞く 理由ある・責任ある判断をすること。これは、少数者(被告はいつも少数者)の人権を尊重する民主主義の原則に基づく 手続きの正義 である。刑事事件は国対個人(被告人)の裁判だから、いつも 手続きの正義 を踏まえなければならない。裁判員制度は、手続きの正義 を当たり前とする、民主的な社会づくりへの第一歩であり、市民が自分たちの力を発揮し自分たちの社会をつくっていかうとする、芽生えである。

Q1 3日以上かかることはないか。 A1: 模擬裁判を重ね、そうならないような工夫を考えているところ。

Q2: 知っている人と顔を合わせないか。

A2: その確率はそう高くない。事件・被告人名は面談時に知らされ、辞退することができる。

Q3: 裁判員に聴覚障害者はなれるか。手話通訳はついているか。

A3: 現在、最高裁で検討している。できるだけ広く市民が関わるとい制度だから、手話通訳が必要な場合は保障される。事件によっては、障害者の方が認識できない証拠品が出ることもある。配慮されねばならない。

Q4: 対象事件はどうやって選定されるか。

A4: 殺人や傷害致死などの重大犯罪(死刑または無期懲役・禁固にあたる罪、法定合議事件で故意に被害者を死なせた罪)が対象になる。一般の関心が高い事件。

Q5: くじでの選任に偏りはないか。

A5: 多様な人選ができるメリットがある。質問手続きにおいて、当事者(検察官、被告人または弁護人)はそれぞれ4人につき理由を示さないで不選任請求をすることができる。